令和5年3月2日 大阪府立狭山高等学校長

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく、役務請負契約の発注見通し について

イ 契約の内容

大阪府立狭山高等学校校内清掃及びトイレ定期清掃業務

期間: 令和5年4月3日から令和6年3月29日

ロ その他

本件発注は、発注業務にかかる予算が大阪府議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより、行うものとする。

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく、役務請負契約の事前公表 について

イ 契約の内容

大阪府立狭山高等学校校内清掃及びトイレ定期清掃業務

期間:令和5年4月3日から令和6年3月29日

*仕様の詳細については、学校にお問い合わせください。

ロ 契約相手方の決定方法及び基準等

申請方法:見積書を令和5年3月23日までに学校事務室へ提出

決定方法及び基準:見積合わせにより決定する。ただし、予算の範囲内に限る。

(複数の申請がない場合は、その相手方に決定する。)

ロ その他

本件発注は、発注業務にかかる予算が大阪府議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより、行うものとする。

令和5年4月3日 大阪府立狭山高等学校長

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく、役務請負契約締結の公表 について

イ 契約の内容

大阪府立狭山高等学校校内清掃及びトイレ定期清掃業務

期間:令和5年4月3日から令和6年3月29日

契約先: 公益財団法人 大阪狭山市シルバー人材センター

住所 大阪狭山市今熊一丁目103番地の1

ロ契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約